

平成30年11月29日
東京二十三区清掃一部事務組合

有明清掃工場敷地内の雨水の再測定結果について

平成30年10月11日（木）に報告いたしました有明清掃工場における雨水中のダイオキシン類濃度の排出基準超過に関して、11月7日（水）に採取した雨水の再測定結果及び基準値超過の原因並びに再発防止策を、下記のとおり報告いたします。

記

1 再測定の結果

0.56 pg-TEQ/L（基準値10 pg-TEQ/L）

2 基準値超過の原因

平成30年9月4日（火）に採取した雨水中のダイオキシン類は、ダイオキシン類の構成及び採取時の状況から、焼却灰に由来するとみられます。

当組合では、灰の搬出には運搬中の飛散を防ぐための天蓋がついた車両を使用しています。有明清掃工場では建屋内で灰を車両に積み込みますが、天蓋を屋内で開閉することができないため、屋外で開閉した際に天蓋等に付着していた灰がこぼれ、構内雨水管を経て雨水調整槽に入ったことが原因であると推定しています。

3 再発防止策

構内で灰が飛散しないように、灰搬出車両の天蓋操作等の監視体制を強化しました。さらに、構内雨水管等を清掃するとともに、灰積出場付近を常時清潔に保つことで再発防止に努めます。

また、今回の事案を当組合が管理するすべての工場等に周知し、今まで以上に細心の注意を払って灰搬出作業を実施するよう徹底しました。

（参考）過去3年間及び今回の測定までの推移（単位：pg-TEQ/L）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年 9月4日	平成30年 11月7日
0.38	0.71	0.015	17	0.56

【問い合わせ先】
施設管理部 技術課
電話：6238 - 0765